

六戸町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（一般会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
21年度	10,664人	5,474,603千円	141,105千円	760,737千円	13.9%	15.3%

(2) 職員給与費の状況（一般会計決算）

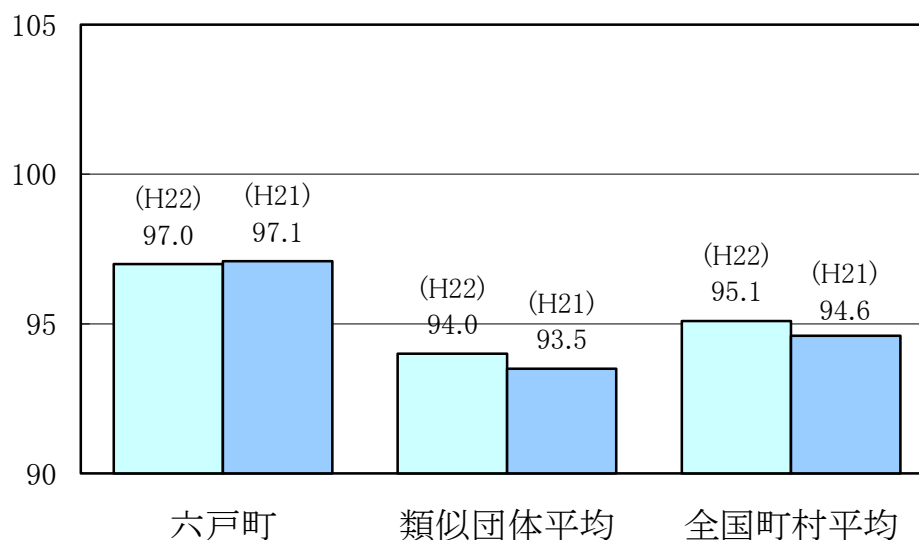
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
21年度	78	285,840千円	35,524千円	105,488千円	426,852千円	5,472千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数は、21年4月1日現在の人数です。

(3) 特記事項

特に無し

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
3 類似団体平均及び全国町村平均のデータがまだ確定していないため、確定後に新年度の情報を更新します。

2 一般行政職給料表の状況（22年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の 給料月額	135,600 円	185,800 円	222,900 円	261,900 円	289,200 円	320,600 円
最高号給の 給料月額	243,700 円	309,400 円	356,600 円	390,500 円	403,000 円	425,100 円

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（22年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
六戸町	39.1 歳	296,201 円	317,372 円	335,025 円
青森県	44.0 歳	348,000 円	421,011 円	381,718 円
国	41.9 歳	325,579 円	—	395,666 円
類似団体	43.7 歳	320,902 円	359,746 円	347,629 円

②技能労務職

区 分	公務員				民間		参考 A/B	
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似 職種	平均年齢		平均給与月額(B)
六戸町(運転手)	52.3歳	296,584円	315,334円	320,576円	自動車運転手	51.9歳	212,300円	148.5%
青森県	45.3歳	310,000円	353,102円	337,818円	—	—	—	—
国	49.3歳	284,514円	—	322,291円	—	—	—	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（22年4月1日現在）

区 分		六戸町	青森県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	137,200 円	137,200 円	— 円
	中 学 卒	129,200 円	125,400 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（22年4月1日現在）

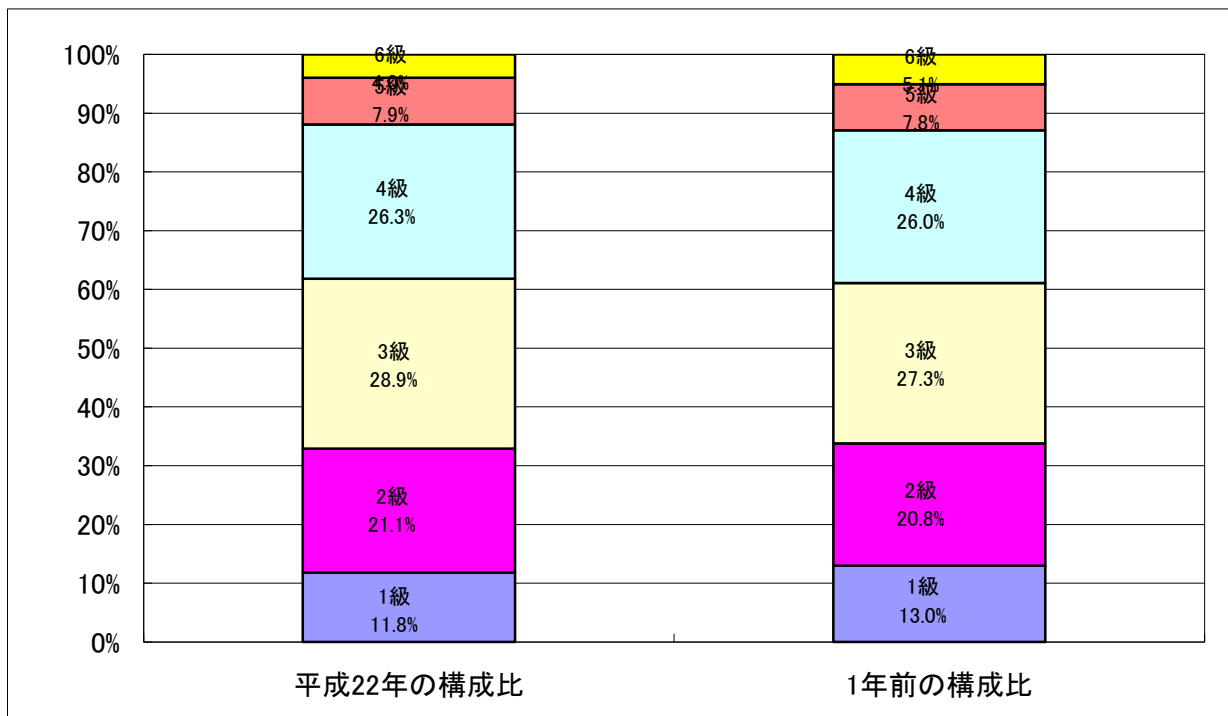
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	270,000 円	324,500 円	385,600 円
	高 校 卒	226,900 円	275,500 円	328,600 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（22年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	9 人	11.8 %
2 級	主査	16 人	21.1 %
3 級	総括主査	22 人	28.9 %
4 級	課長補佐、事務局次長、主幹	20 人	26.3 %
5 級	課長、室長	6 人	7.9 %
6 級	課長、事務局長	3 人	4.0 %

- (注) 1 六戸町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年4月1日に8級制から6級制に変更しています（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条において、勤務成績の評定を実施することとなっています。

当町においても、全職員を対象とした客観的基準に基づく新たな人事評価制度の早期導入に向けて取り組んでいます。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

懲戒処分を受けることなく職務を遂行した職員を良好とみなし昇給させていますが、疾病等により勤務実績に差が
でた者については、その実績に応じて昇給区分を決定しています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

六戸町		国	
1人当たり平均支給額(21年度) 1,319 千円		—	
(21年度支給割合) 期末手当 2.7 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7)月分		(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.5)月分 勤勉手当 1.4 月分 (0.7)月分	
(加算措置の状況) 職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参 考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

地方公務員法第40条において、勤務成績の評定を実施することとなっています。
当町においても、全職員を対象とした客観的基準に基づく新たな人事評価制度の早期導入に向けて取り組んでいきます。

(2) 退職手当 (22年4月1日現在)

六戸町			国		
・基本額 (支給率)	自己都合	勸奨・定年	・基本額 (支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
・調整額			・調整額		
職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円～33,350円)			職員の在職の区分に応じて定める額の60月分の調整月額を合計した額(月額0円～79,200円)		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2% ～ 20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2% ～ 20%加算)	
(退職時特別昇給 制度なし)					
1人当たり平均支給額	定年退職等	16,670 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当 (22年4月1日現在)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	全職種	感染症の病原体の付着した物件の処理等	従事1日当たり200円
診療従事手当	医師	診療に従事した時	<定額> 院長 月額 750,000円 副院長 月額 550,000円 医長 月額 480,000円 医員 月額 450,000円
往診・手術手当	医師、看護師	往診・手術に従事した時	往診、手術料金加算分実収に割合を乗じた額 医師 80/100 看護師 20/100
夜間看護手当	看護師、准看護師等	深夜(午後10時から午前5時までの間)において行われる看護業務に従事した時	1回 6,800円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(普通会計21年度決算)	4,155 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	72 千円
支給実績(普通会計20年度決算)	4,601 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	79 千円

(5) その他の手当 (22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
管理職手当	管理職(課長、事務局長)にある者に支給 月額30,000円	異なる	国:31,700円～139,300円	3,240 千円	360,000 円
扶養手当	配偶者や子等、扶養親族が有る場合に支給 扶養親族1人につき 月額6,500～13,000円 特定期間(16歳から22歳の子)の加算(5,000円)あり	同じ	—	9,763 千円	213,789 円
住居手当	借家や借間の家賃を負担して住んでいる場合に支給 最高 27,000円	同じ	—	5,010 千円	116,500 円
宿日直手当	宿直又は日直をした場合に支給 1回 4,200～30,000円	異なる	国: 4,200円～21,000円	424 千円	7,709 円

管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位に有る者が、休日等に勤務した場合に支給 1回につき最高12,000円	同じ	-	0	千円	0	円
休日勤務手当	祝日又は年末年始の休日に勤務した場合に支給 勤務1時間につき給料の135%	同じ	-	0	千円	0	円
夜間勤務手当	深夜を通常の勤務時間として割り振られた場合支給 勤務1時間につき給料の25%	同じ	-	0	千円	0	円
寒冷地手当	勤務先が寒冷地である場合支給 月額7,360～17,800円	同じ	-	5,513	千円	68,913	円
通勤手当	片道2km以上を自動車等により勤務する場合支給 月額2,000～35,000円	同じ	-	2,514	千円	47,432	円
単身赴任手当	公署を異にする異動等により配偶者と別居して単身で生活することとなった場合支給 最高68,000円	同じ	-	0	千円	0	円
災害派遣手当	災害応急等のため派遣された場合支給 派遣1日につき最高6,620円	-	-	0	千円	0	円

6 特別職の報酬等の状況（22年4月1日現在）

給料	区分	給料	月額		等
			最高	最低額	
料	町 長	699,000 円	(参考)類似団体の最高/最低額22.4.1現在		
	副町長	546,000 円	883,000 円	353,500 円	
	教 育 長	491,000 円	703,000 円	326,400 円	
報 酬	議 長	287,000 円	326,000 円	207,000 円	
	副 議 長	233,000 円	269,000 円	172,500 円	
	議 員	225,000 円	250,000 円	157,500 円	
期 末 手 当	町 長	(21年度支給割合) 3.0 月分			
	副 議 長	(21年度支給割合) 3.0 月分			
退 職 手 当	町 長	(算定方式) 699,000円×在職月数×0.455			(支給時期)
	副 町 長	546,000円×在職月数×0.265			(任期毎)
	教 育 長	491,000円×在職月数×0.225			(任期毎)
	備 考				

7 職員数の状況

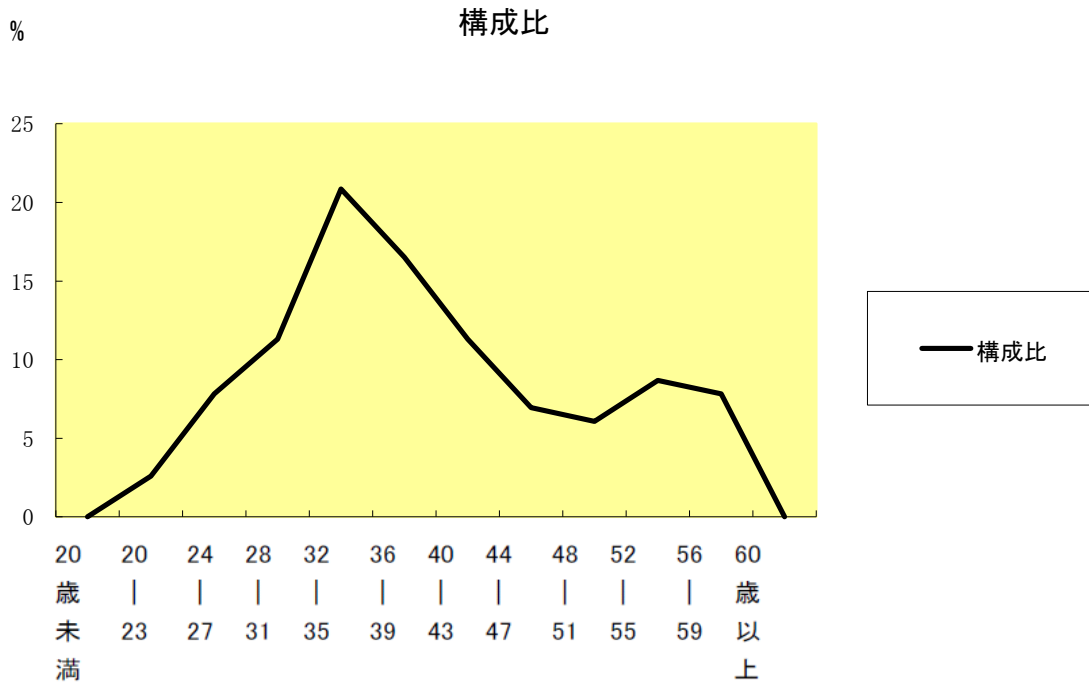
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分 部 門		職員数		対前年	主な増減理由
		平成21年	平成22年	増減比	
一般行政部門	議会事務局	3	3	0	
	総務課	12	11	△1	
	企画財政課	6	6	0	
	会計課	4	3	△1	
	税務課	7	8	1	
	町民福祉課	14	13	△1	
	農業委員会事務局	2	2	0	
	産業課	8	9	1	
	建設下水道課	8	9	1	
	小計	64	64	0	(参考) 人口1,000人あたりの職員数7.13人 (類似団体の人口1,000人当りの職員数11.50人)
教育部門	教育課	11	10	△1	
	図書館	2	2	0	
	小計	13	12	△1	
公営企業等会計部門	病院	28	28	0	
	建設下水道課	3	3	0	
	国保事業(税務課)	4	2	△2	
	老人保健事業(町民福祉課)	1	1	0	
	介護保険事業(町民福祉課)	6	5	△1	
	小計	42	39	△3	
合計		119	115	△4	
		[153]	[153]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、教育長は含まない。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (22年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	9人	13人	24人	19人	13人	8人	7人	10人	9人	0人	115人

(3) 職員数の推移

部門別	年度						過去5年間の増減数 (率)	
	17年	18年	19年	20年	21年	22年		
一般行政	76	73	66	66	64	64	△12	(84.2%)
教育	15	14	12	12	13	12	△3	(80.0%)
普通会計計	91	87	78	78	77	76	△15	(83.5%)
公営企業等会計	39	39	40	42	42	39	0	(100%)
総合計	130	126	118	120	119	115	△15	(88.5%)

(注) 公営企業部門とは、国民健康保険、介護保険、下水道及び病院の各事業を指します。